

# 職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領

## 「デュアルシステム」部門

### （目的）

第1条 この制度は、学校教育におけるキャリア教育を推進するため、デュアルシステムにより、生徒の実践的な技術・技能の向上に顕著な功績をあげた事業所に対し感謝の意を表し、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下「感謝状」という。）を贈呈するとともに、県民に広く周知することを目的とする。

### （贈呈対象）

第2条 感謝状贈呈の候補者となることができるものは、県立高等学校のデュアルシステムにおいて生徒の受入れを行い、かつ県立高等学校における教育活動への参加をとおしてキャリア教育の推進に尽力した事業所とする。

### （候補者の推薦及び申請）

第3条 前条に掲げる功績にあつては、県立高等学校若しくは経済団体の推薦又はデュアルシステムを受入れている事業所からの申請によるものとする。

### （審査委員会）

第4条 教育長は、前条の推薦又は申請を受けたときは、職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈審査委員会（以下「審査委員会」という。）を召集するものとする。

- 2 審査委員会は、次長（学校教育担当）、高校教育課長、小中学校教育課長及び特別支援教育課長で構成する。
- 3 審査委員会の委員長は、次長（学校教育担当）とする。
- 4 審査委員会の議事は、委員の過半数によって決する。

### （決定）

第5条 感謝状を贈呈する事業所は、審査委員会の審議に基づき、教育長が決定する。

### （庶務）

第6条 感謝状の贈呈に係る庶務は、高校教育課において処理する。

### （雑則）

第7条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成28年11月29日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月3日から施行する。